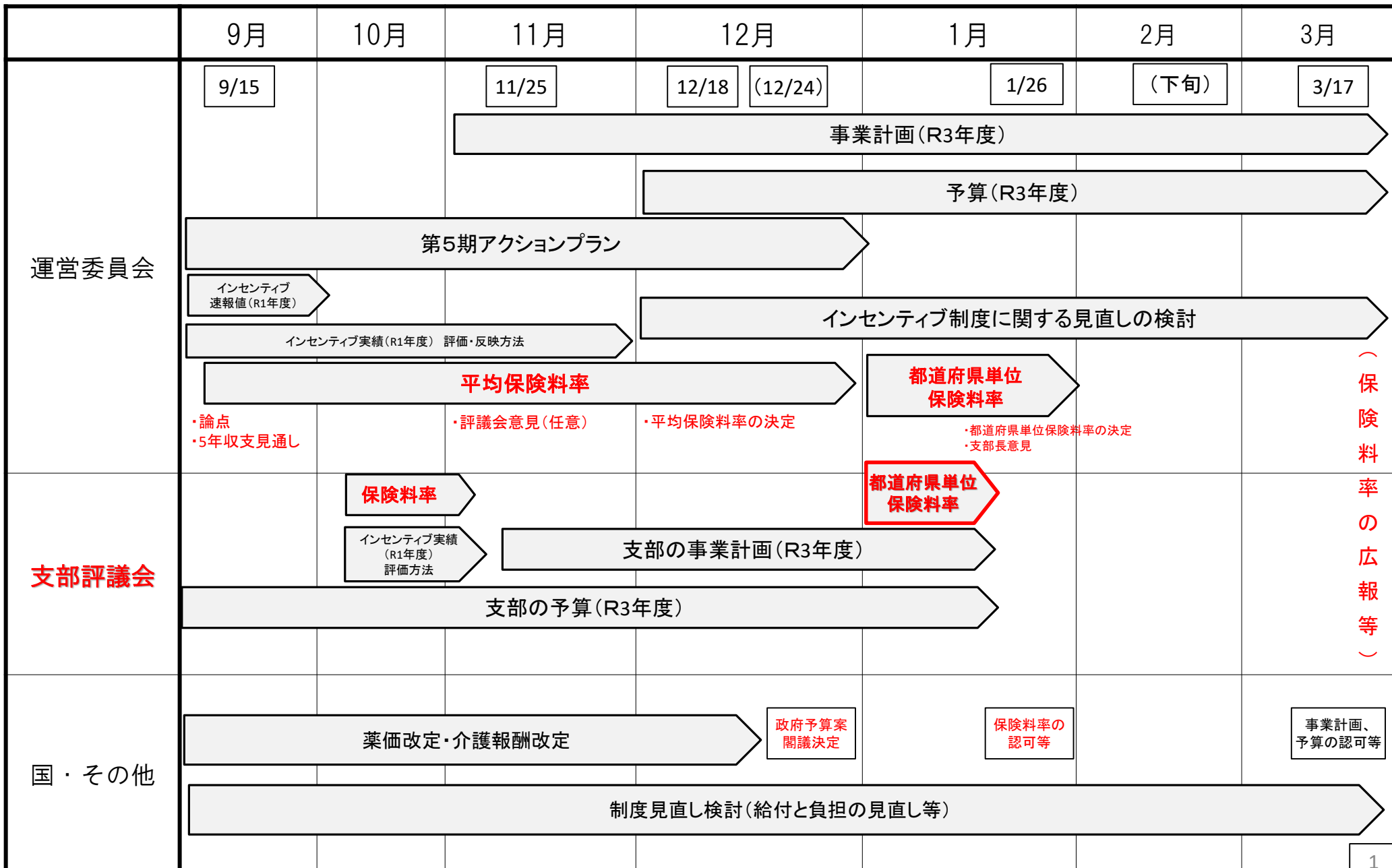


令和3年度保険料率について

保険料率決定までのプロセス(運営委員会・評議会スケジュール)



令和3年度平均保険料率に関する論点

1. 平均保険料率

【論点】

- 協会の財政構造に大きな変化がない中で、今後の5年収支見通しのほか、人口構成の変化や医療費の動向、後期高齢者支援金の増加などを考慮した中長期的な視点を踏まえつつ、令和3年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準について、どのように考えるか。

※ 平成29年12月19日 運営委員会 安藤理事長発言要旨：
「今後の保険料率の議論のあり方については、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたい。」

2. 保険料率の変更時期

【論点】

- 令和3年度保険料率の変更時期について、令和3年4月納付分（3月分）からでよいか。

令和3年度保険料率に関する支部評議会における主な意見

令和2年10月から11月に開催した各支部評議会での意見の概要

意見書の提出なし	・ ・ 6支部(13支部)	※()は昨年度の支部数
意見書の提出あり	・ ・ 41支部(34支部)	
① 平均保険料率10%を維持するべきという支部		31支部(21支部)
② ①と③の両方の意見のある支部		5支部(7支部)
③ 平均保険料率を引き下げるべきという支部		2支部(2支部)
④ その他(平均保険料率に対しての明確な意見なし)		3支部(4支部)

※ 保険料率の変更時期については4月納付分(3月分)以外の意見はなし

岐阜支部評議会(令和2年10月19日開催)での主な意見

- いずれのシミュレーションでも準備金を取り崩し、どこかのタイミングで料率を上げなければならぬ時期が来る。現時点では、コロナの影響を見極める時期であると感じる。
 - しばらくはコロナの状況を見ていくべきである。
 - コロナの状況がまだ見通せない以上、しばらくは料率を維持していく必要がある。
 - 中長期的に考えているところに、コロナという突発的な出来事が発生した。現状で料率を上げる下げるの議論をするのは時期尚早ではないか。
 - 医療給付費の動向について、足元の数字を見ていく必要がある。
- 新型コロナウイルスの影響が不透明であることも鑑み、平均保険料率10%を維持すべき。

令和3年度保険料率に関するこれまでの運営委員の主な意見

1. 平均保険料率

- コロナ禍という状況であるが、高齢化の進行、現役世代の減少という構造的な課題は変わっていない。健全な財政基盤を確保していくことが基本であり、10%維持に賛成である。一方で準備金残高が積みあがっており、これまで以上に丁寧な説明が必要である。
- 新型コロナウイルス感染症で先行き不透明であり、景気回復には時間がかかることが見込まれる。今後、数年は厳しい財政状況になることが見込まれるため、令和3年度の保険料率を10%維持することが適当であると考え。なお、協会けんぽには、国庫補助率を上限20%に引き上げるよう国へ強く要望していただきたい。
- 評議会の意見の中でコロナの影響で一時的に保険料率を下げてはどうかという意見も見受けられたが、保険料の納付猶予で対応されていると考える。コロナで先行き不透明な中で、保険料率を変更することはリスクが高いと考える。
- 現状の保険料率の維持を支持したい。多くの支部で現状の10%維持を支持していると思われる。新型コロナの影響が今後さらにでてくると考えると将来的な引き上げ幅を緩和するという効果を視野に入れて10%維持を支持したい。一方で、事務局が出された資料の準備金の予測値と実際の値と乖離が出た場合は、しっかりと検証し、次年度に還元するなど新たな対応を議論する必要があるのではないかと。
- 現状の10%維持に賛成である。資料から保険の財政が赤字構造であることが読み取れるため、コロナの影響で保険料収入が増加しない中、赤字構造を改善するには支出を減らす必要がある。マイナンバーカード等を活用して、医療費削減につながる提言を国に対して行ってほしい。
- 保険料を10%に据え置くことはコロナ禍で苦しんでいる事業主や従業員の理解を得ることは難しい。コロナ禍の中で、保険料の引き下げや国庫負担の増額に言及した支部評議会の意見も多くあるため、本部としても十分にこの内容を検証して運営委員会に来年度の保険料率に係る議論を諮るべきである。保険者として収支の均衡のみを見るのではなく、加入者の持続的な発展につながるような、加入者への支援策を積極的に国へ要望していただきたい。

2. 保険料率の変更時期

- 令和3年4月納付分から変更することについて、特段の異論はなし。

令和3年度都道府県単位保険料率について

令和3年度都道府県単位保険料率のポイント

- 全国平均保険料率は10%に維持
- 保険料率に反映するインセンティブ分の加算は0.007%
- 4月納付分(3月賦課)分の保険料より変更

参考: 都道府県単位保険料率の算出方法

所得調整・年齢調整

保険料率は各支部の医療費を賄うために必要な料率(第1号保険料率:各支部毎に設定)と、現金給付費、高齢者医療制度への拠出金などに必要な料率(第2号保険料率:全国共通)、業務経費などに必要な料率(第3号保険料率:全国共通)で構成されます。全国一律ではなく都道府県毎に保険料率を設定する目的は、「医療費の地域差」を反映させることにありますが、「所得水準の違い(所得調整)」、「年齢構成の違い(年齢調整)」については各支部間で財政調整を行います。

インセンティブ制度

平成30年度から導入された制度で、協会けんぽ全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率の中に、インセンティブ制度の財源となる保険料率(0.01%)を設定し、「健診受診率」「ジェネリック医薬品使用割合」等の5つの評価指標について、支部ごとの加入者及び事業主の行動等を評価します。成績の上位23支部については得点数に応じた報奨金を付与して、2年後の保険料率を引き下げます。(財源となる保険料率には激変緩和措置を講じる。平成30年度は0.004%、令和元年度は0.007%、令和2年度は0.01%)

収支差の精算

保険料率を算出する際に使用する「総報酬額」「加入者数」「総医療給付費」などは、過去の実績を考慮し算出した「見込み」を使用します。このため決算により発生した収支差を2年後の保険料率で精算します。(令和3年度保険料率は令和元年度保険料率の収支差を精算します。)

協会けんぽの都道府県単位保険料率の設定のイメージ

- 都道府県単位保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行う。

全国一本の保険料率
(平成20年9月まで)

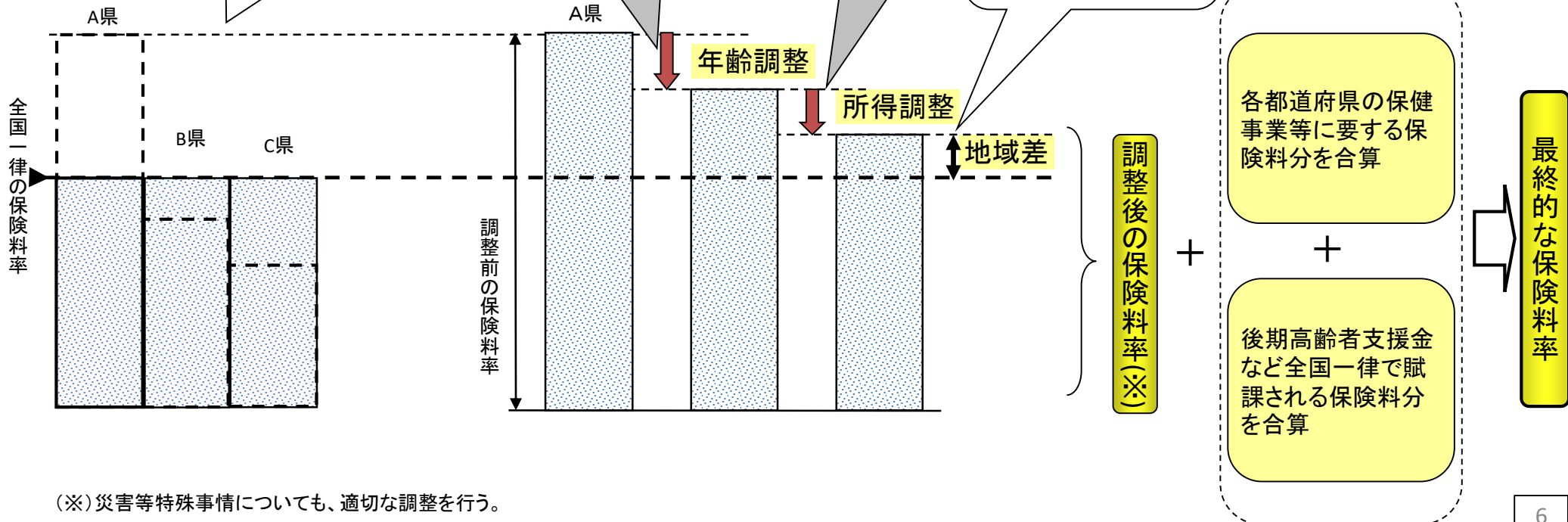
都道府県単位保険料率(平成20年10月から): 年齢構成が高く、所得水準の低いA県の例

都道府県ごとの医療費の水準にかかわらず保険料率は一律

年齢構成を協会の平均とした場合の医療費との差額を調整

所得水準を協会の平均とした場合の保険料収入額との差額を調整

年齢調整・所得調整の結果、都道府県ごとの保険料率は、医療費の地域差を反映した保険料率となる。

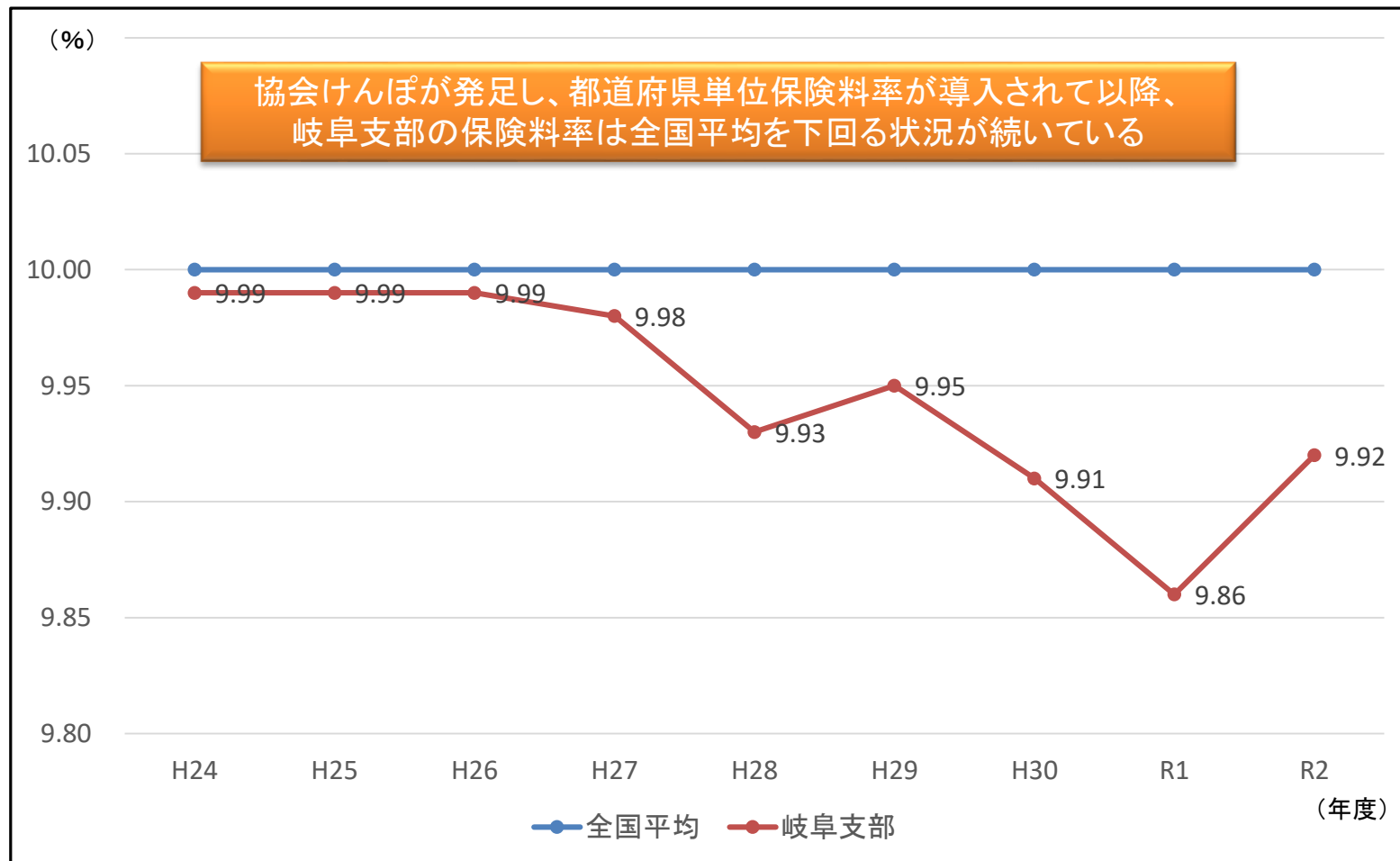


これまでの健康保険料率の推移

(平均保険料率が10%となった平成24年度以降)

(単位: %)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
岐阜支部	9.99	9.99	9.99	9.98	9.93	9.95	9.91	9.86	9.92
全国平均	10.00								



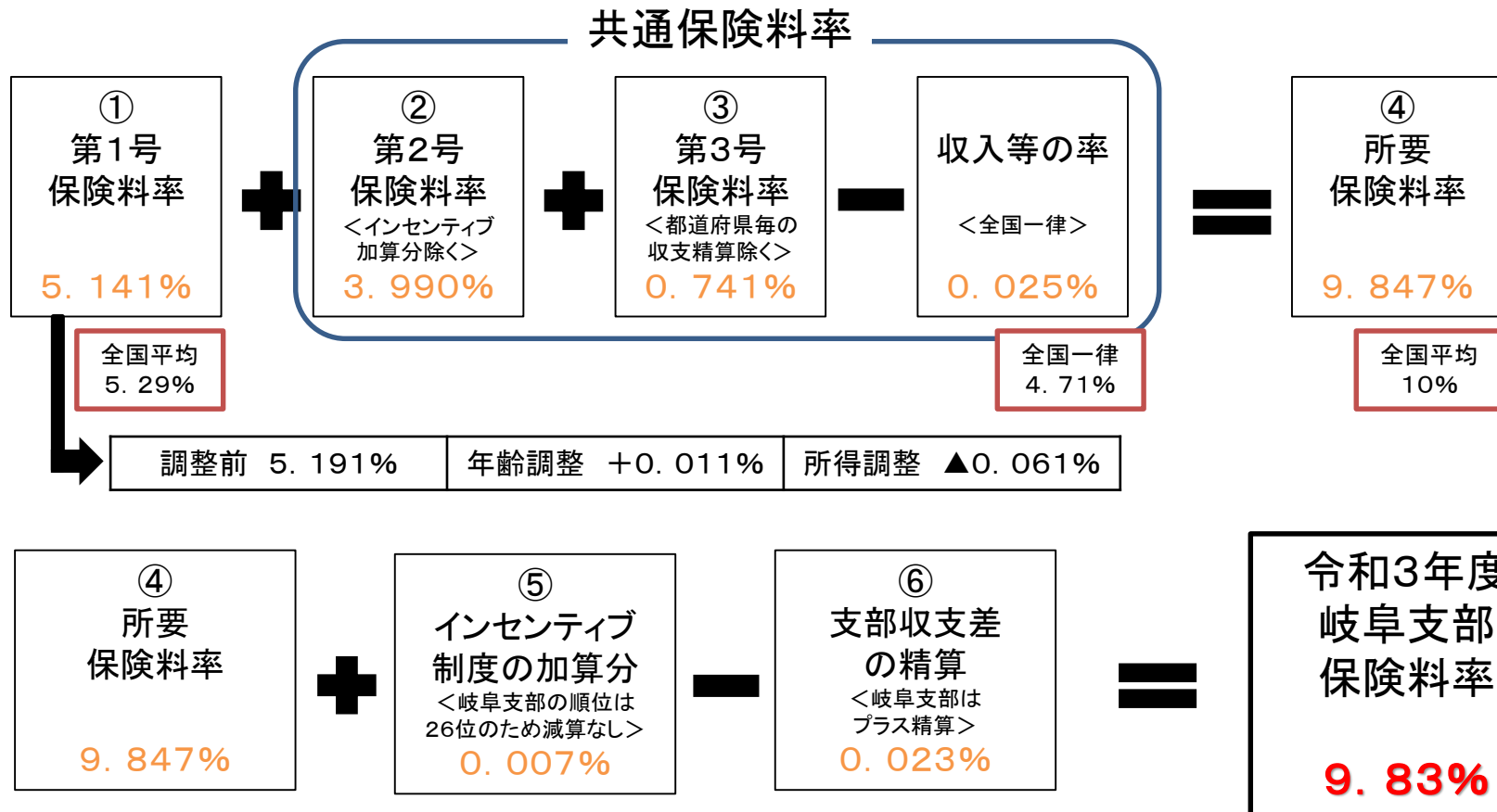
令和2年度の都道府県単位保険料率

全国平均は10.00%であり、最高は佐賀県の10.73%、最低は新潟県の9.58%である。

北海道	10.41%	石川県	10.01%	岡山県	10.17%
青森県	9.88%	福井県	9.95%	広島県	10.01%
岩手県	9.77%	山梨県	9.81%	山口県	10.20%
宮城県	10.06%	長野県	9.70%	徳島県	10.28%
秋田県	10.25%	岐阜県	9.92%	香川県	10.34%
山形県	10.05%	静岡県	9.73%	愛媛県	10.07%
福島県	9.71%	愛知県	9.88%	高知県	10.30%
茨城県	9.77%	三重県	9.77%	福岡県	10.32%
栃木県	9.88%	滋賀県	9.79%	佐賀県	10.73%
群馬県	9.77%	京都府	10.03%	長崎県	10.22%
埼玉県	9.81%	大阪府	10.22%	熊本県	10.33%
千葉県	9.75%	兵庫県	10.14%	大分県	10.17%
東京都	9.87%	奈良県	10.14%	宮崎県	9.91%
神奈川県	9.93%	和歌山県	10.14%	鹿児島県	10.25%
新潟県	9.58%	鳥取県	9.99%	沖縄県	9.97%
富山県	9.59%	島根県	10.15%	※ 全国平均では10.00%	

令和3年度岐阜支部保険料率について

■ 料率の見込み



- ① 第1号保険料率 .. 支部の医療費を賄うために必要な保険料率
- ② 第2号保険料率 .. 高齢者医療制度への拠出金、現金給付費等
- ③ 第3号保険料率 .. 業務・一般経費、準備金積み立て等
- 収入等の率 .. 協会の雑収入等の見込みに係る保険料率

《詳細な算出方法は次ページ以降参照》

令和3年度岐阜支部保険料率の算出方法について

① 第1号保険料率(支部の医療費を賄うために必要な保険料率)

R3医療給付費見込み(国庫補助分を除く)

95,808,139,961円
(料率換算 5.191%)

年齢調整額

198,677,119円
(料率換算 0.011%)

所得調整額

(-1,121,795,501)円
(料率換算 ▲0.061%)

第1号保険料率

5.141%

R3総報酬額(見込み)

1,845,655,795,650円

② 第2号保険料率(高齢者医療制度への拠出金、現金給付費等)

<インセンティブ加算分除く>

第2号保険料率(全国共通)

3.990%

③ 第3号保険料率(業務・一般経費、準備金積み立て等)

<都道府県毎の収支精算除く>

第3号保険料率(全国共通)

0.741%

④ 所要保険料率(①+②+③-0.025%)

(収入等の率・全国一律) ※令和元年度都道府県毎の収支精算
およびインセンティブ分を除く

9.847%

令和3年度岐阜支部保険料率の算出方法について

⑤ インセンティブ制度による加算分

インセンティブ加算分

126,828,351円

R3総報酬額

1,845,655,795,650円

料率換算

0.007%

インセンティブ制度の
令和元年度実績による
減算なし(順位26位)

⑥ 令和元年度支部収支差の精算(岐阜支部はプラス精算)

R1収支差

425,820,162円

R3総報酬額

1,845,655,795,650円

料率換算

▲0.023%

令和3年度岐阜支部保険料率

(※)0.01%単位で四捨五入して算出

④所要保険料率

9.847%

⑤インセンティブ加算分

0.007%

⑥R1精算分

▲0.023%

令和3年度保険料率

9.83%

(R2 : 9.92%)

令和3年度保険料率の他支部との比較

都道府県単位保険料率における保険料率別の支部数(暫定版)

保険料率(%)	支部数
10.68	1
10.45	1
10.36	1
10.30	1
10.29	3
10.28	1
10.26	1
10.24	1
10.22	3
10.18	1
10.17	1
10.16	1
10.11	2
10.06	1
10.04	1
10.03	2
10.01	1
10.00	1
9.99	1
9.98	1
9.97	1
9.96	1
9.95	1
9.91	1
9.87	1
9.84	1
9.83	2
9.81	1
9.80	1
9.79	2
9.78	1
9.74	2
9.72	1
9.71	1
9.66	1
9.64	1
9.59	1
9.50	1

都道府県単位保険料率の前年度からの変化(暫定版)

令和2年度保険料率 からの変化分		支部数
料率(%)	金額(円)	
+0.15	+225	1
+0.13	+195	1
+0.11	+165	1
+0.10	+150	2
+0.08	+120	1
+0.07	+105	1
+0.06	+90	1
+0.04	+60	4
+0.03	+45	4
+0.02	+30	1
+0.01	+15	3
0.00	0	1
▲0.01	▲15	4
▲0.02	▲30	4
▲0.03	▲45	4
▲0.04	▲60	1
▲0.05	▲75	2
▲0.06	▲90	1
▲0.07	▲105	1
▲0.08	▲120	2
▲0.09	▲135	2
▲0.10	▲150	1
▲0.11	▲165	1
▲0.12	▲180	1
▲0.13	▲195	1
▲0.14	▲210	1

岐阜支部

注1 「+」は令和3年度保険料率が令和2年度より上がったことを、「▲」は下がったことを示している。
 注2 金額は、標準報酬月額30万円の者に係る保険料負担(月額、労使折半後)の増減である。

協会けんぽの収支見込み(介護分)

(単位：億円)

		R1年度	R2年度	R3年度	備考
		決算	直近見込 (R2年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R2年12月)	
収入	保険料収入	10,074	10,343	10,983	R1年度保険料率： 1.73%
	国庫補助等	515	-	-	R2年度保険料率： 1.79%
	その他	-	-	-	R3年度保険料率： 1.80%
	計	10,589	10,343	10,983	
支出	介護納付金	10,671	10,303	10,544	納付金対前年度比 ⇒ + 242
	その他	-	21	-	
	計	10,671	10,324	10,544	
単年度収支差		▲ 82	19	438	
準備金残高		▲ 485	▲ 466	▲ 28	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

令和3年度協会けんぽの収支見込み(介護分)について

※ 介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう算出 > 1.80%

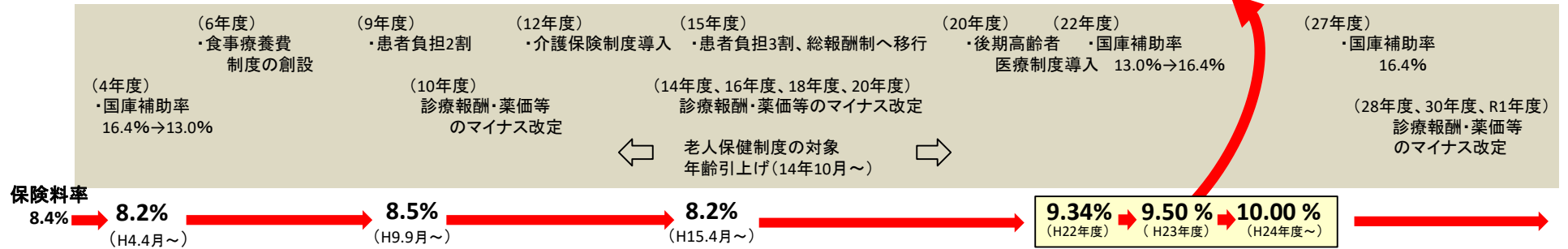
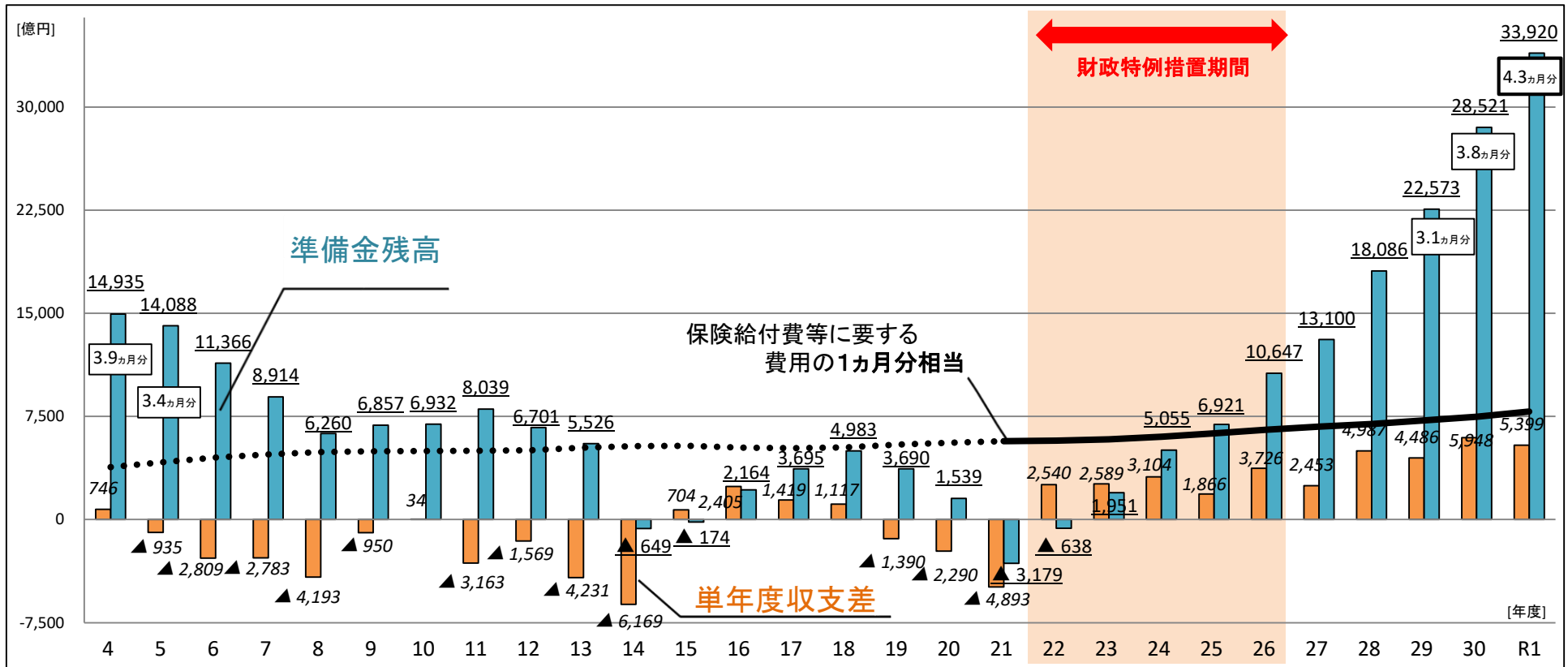
(令和2年度末に見込まれる不足分＝準備金残高▲466億円も含めて均衡するよう算出)

※ 介護納付金については、前々年度(令和元年度)に納付した分のうち、実績に基づいて精算された際に発生する協会けんぽへの返還額(約1,000億円)の影響による減少要因があったものの、介護給付費の増加に加えて、介護報酬改定(+0.7%)の影響により前年度比+242億円

参考資料

単年度収支差と準備金残高等の推移 (協会会計と国の特別会計との合算ベース)

- 協会けんぽは、各年度末において保険給付費や高齢者拠出金等の支払いに必要な額の1か月分を準備金(法定準備金)として積み立てなければならないとされている。(健康保険法160条の2)

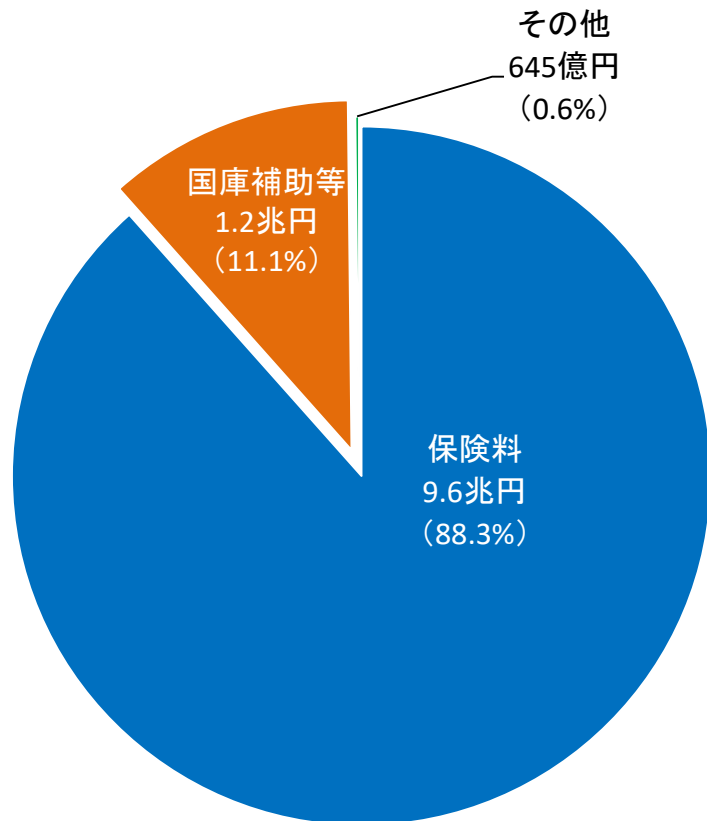


(注) 1.平成8年度、9年度、11年度、13年度は国の一般会計より過去の国庫補助繰延分の返済があり、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。
 2.平成21年度以前は国庫補助の清算金等があった場合には、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。

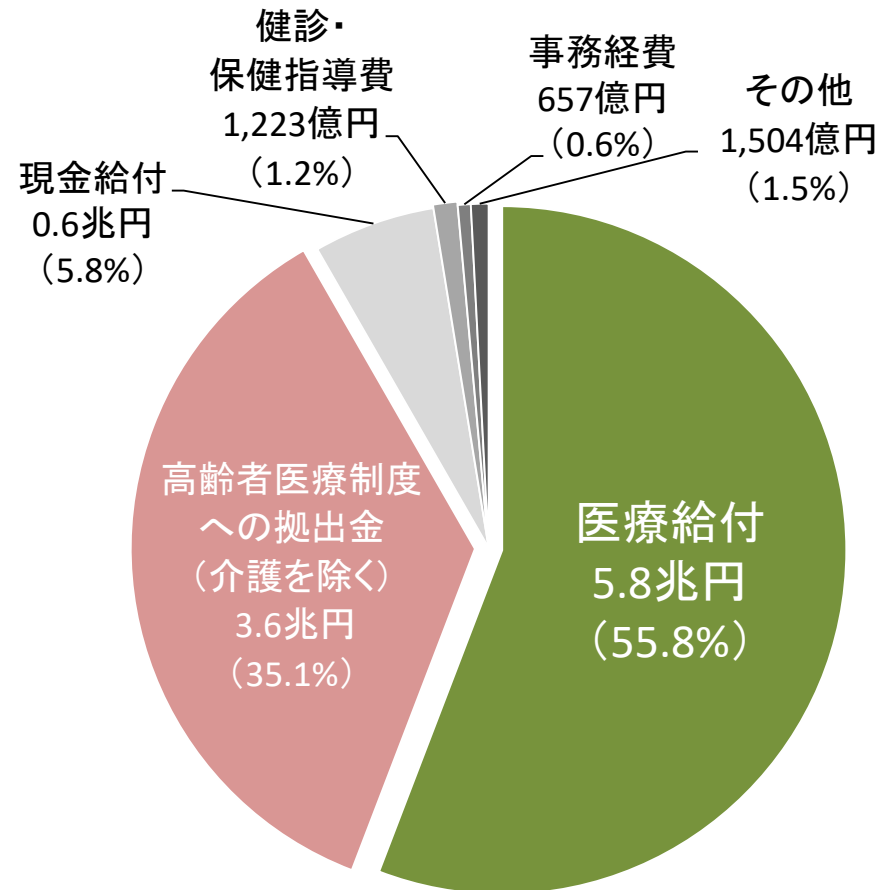
協会けんぽの財政構造(令和元年度決算)

- 協会けんぽ全体の支出は約10.3兆円だが、その約35%(約3.6兆円)が高齢者医療への拠出金に充てられている。

収入 10兆8,697億円



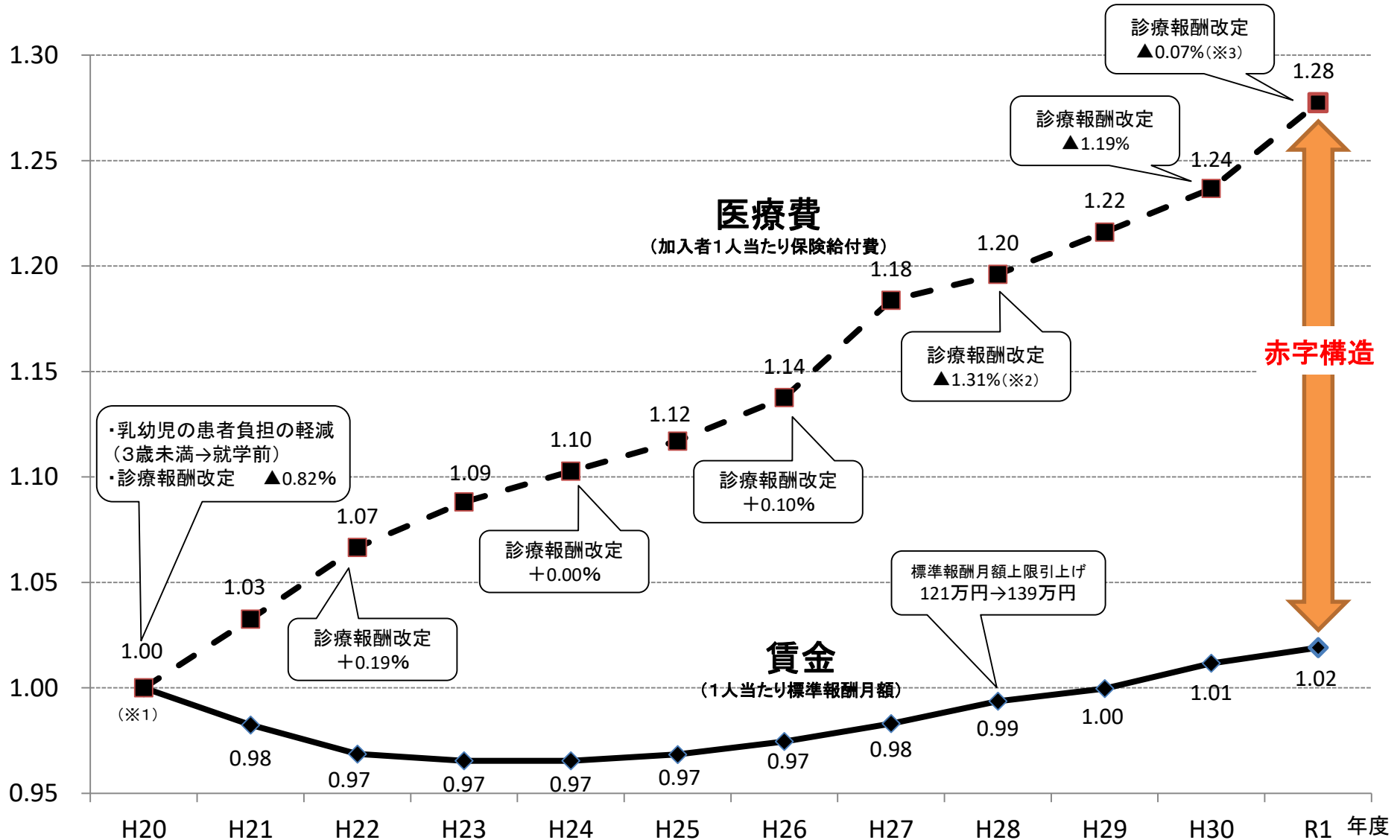
支出 10兆3,298億円



(注)端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

協会けんぽの保険財政の傾向

●近年、医療費(1人当たり保険給付費)の伸びが賃金(1人当たり標準報酬)の伸びを上回り、協会けんぽの保険財政は赤字構造



(※1) 数値は平成20年度を1とした場合の指数で表示したもの。

(※2) ▲1.31%は、28年度の改定率▲0.84%に薬価の市場拡大再算定の特例の実施等も含めた実質的な改定率である。

(※3) 消費税率10%への引き上げに伴い令和元年10月より改定。

協会けんぽの収支見込み(医療分)

※平均保険料率を10%と設定した上で、政府予算案(薬価改定等)を踏まえて算出

(単位：億円)

		R1年度	R2年度	R3年度	備考
		決算	直近見込 (R2年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R2年12月)	
収入	保険料収入	95,939	94,432	98,596	H24-R2年度保険料率：10.00% R3年度保険料率：10.00%
	国庫補助等	12,113	12,719	12,456	
	その他	645	285	237	
	計	108,697	107,437	111,289	
支出	保険給付費	63,668	62,175	66,838	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 拠出金等対前年度比 + 272 } + 443 + 172 } ▲ 0 </div>
	前期高齢者納付金	15,246	15,302	15,573	
	後期高齢者支援金	20,999	21,320	21,492	
	退職者給付拠出金	2	1	1	
	病床転換支援金	0	0	0	
	その他	3,383	3,430	4,497	
	計	103,298	102,227	108,400	
単年度収支差		5,399	5,209	2,889	<div style="border: 1px solid red; border-radius: 10px; padding: 5px;"> ○R3年度の単年度収支を均衡させた場合の保険料率 R3年度均衡保険料率：9.70% </div>
準備金残高		33,920	39,129	42,018	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

令和3年度協会けんぽの収支見込み(医療分)について

※ 収入は、被保険者数増加や標準報酬月額上昇等により前年度比+3,852億円

※ 支出は、加入者数や一人当たり給付費の増加により、保険給付費が増加する見込みであることから、前年度比+6,173億円

※ 単年度収支差は+2,889億円(令和2年度収支差は+5,209億円)、準備金残高は4兆2,018億円